

会 費 規 定

(会費)

会費は下記の通りとし、1月1日～12月31日の1年分前納するものとする。
尚,年度内での途中入会の場合は入会月より年度末までの分納とする

1. 法人会員 入会金 10,000円
年会費 36,000円 (月額 3,000円)
2. 個人会員 入会金 10,000円
年会費 24,000円 (月額 2,000円)
3. 賛助会員 入会金 20,000円
年会費 72,000円 (月額 6,000円)

尚,納入した会費は理由の如何に拘らず返還しないものとする。